

令和6年10月11日  
配付資料

# 書面添付制度と意見聴取の現状

---

熊谷税務署

# 1 書面添付制度の趣旨・目的

税理士が作成又は審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、添付書面やその内容を基にした意見聴取という税理士に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、国税当局もこれを尊重することで、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資する。

## 2 書面添付制度の効果



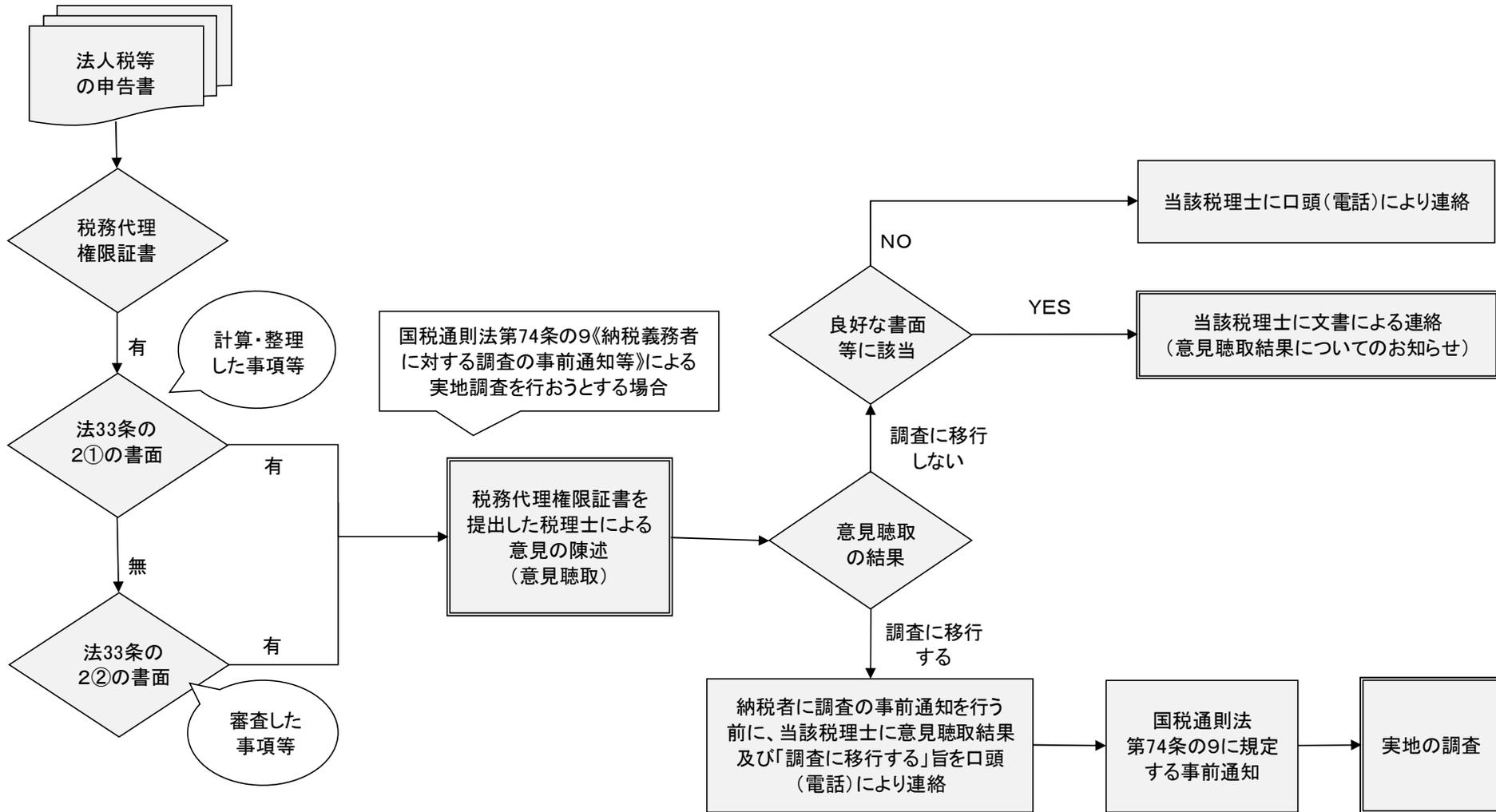
納税者の適正申告の推進、納税者との信頼関係の醸成

税理士の社会的な信用及び地位の一層の向上

税理士の責任の範囲の明確化

事前通知前の意見聴取による調査等の省略

# 3 書面添付制度の流れ



## 4 意見の聴取

### 税理士法第35条第1項

税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

## 5 調査に移行しない場合で文書による通知が行われない基準

調査の必要がないと認められた場合であっても、次に掲げるケースのように「税理士が申告書の作成過程で行った業務の内容等が適切に記載されていないもの」や「業務内容や関与の程度の開示、意見表明の記載の全くないもの」などに該当する場合は、文書による通知をしない理由等を含め、口頭（電話）により行うこととされている。

意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合

法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事」欄及び3面「5 総合所見」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合

上記に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、上記に準ずると認められる場合

## 6 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

### 国税庁と日税連との合意事項の概要

平成19年4月に、日税連から国税庁に対して「書面添付制度の普及・定着について」と題する要望書が提出され、同年12月以降、国税庁と日税連の間で「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」を設け協議を重ね、平成20年6月、国税庁と日税連との間で本制度の普及・定着に向けて、今後、取り組んでいく事項について合意。

また、今後とも、税理士会と国税当局との間で積極的に協議を行い、双方が協力し、この制度の普及・定着に努めていくことが重要と認識。

#### <国税庁が対応する事項>

- ① 添付書面の様式改正
- ② 調査省略通知の実施
- ③ 職員に対する制度周知
- ④ 書面添付制度に関する協議会の実施

# 7 申告書添付書面に関する様式の整備

## 【見直し内容】

- 法第33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う[R6.4.1施行]

## 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 法第33条の2に規定する書面について、次のとおり改正。

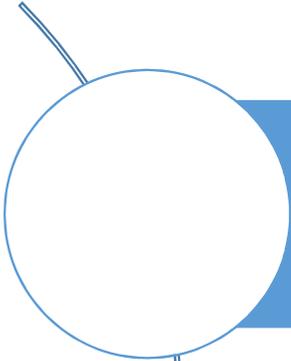
項目	改正部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
記載項目	第1項書面	1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
		2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項
	第1項書面	5 総合所見	<新設>
		6 その他	5 その他
	第2項書面	5 総合所見	<新設>
		6 その他	5 その他

- 法第33条の2に規定する書面について、資産税に対応する様式を新たに制定。

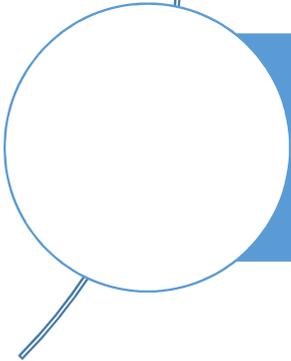
項目	制定部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）	—
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面（資）	—

※ 記載内容については資産税に応じたものとしている。

## 8 今後の書面添付制度



・ウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務改善や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く環境の変化に的確に対応



・国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る